

伊 勢 市 公 報

第 76 号
平成 21 年 1 月 5 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市行政組織条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例	5
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	7
規 則	
○ 伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	9
教育委員会規則	
○ 伊勢市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則	11
告 示	
○ 字の区域の変更について	17
○ 道路の供用開始について	18
教育委員会告示	
○ 伊勢市立図書館の指定管理者の指定について	19
○ 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館の指定について	20
○ 伊勢河崎商人館の指定管理者の指定について	21
○ 伊勢市生涯学習センターの指定管理者の指定について	22
○ 伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者の指定について	23
上下水道事業告示	
○ 伊勢市水道事業基本計画（案）の公表について	24
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 21 年度賦課対象区域の決定について	27
公 告	
○ 伊勢市生活排水対策推進計画（案）の公表について	29
○ 伊勢都市計画事業の認可について	32
○ 伊勢都市マスタープラン全体構想（案）の公表について	33
○ 伊勢市景観計画（案）の公表について	36
○ 伊勢市景観条例案（骨子）の公表について	39
○ 農用地利用集積計画の作成について	42

伊勢市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 12 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 30 号

伊勢市行政組織条例の一部を改正する条例

伊勢市行政組織条例（平成 18 年伊勢市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「生活部」を「環境生活部」に、「産業部」を「産業観光部」
「環境部」 「観光交通部」

に改める。

第 3 条生活部の項中「生活部」を「環境生活部」に改め、同項に次の 3 号を加える。

- (8) 環境保全に関すること。
- (9) 資源循環型地域社会の形成に関すること。
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

第 3 条環境部の項を削り、同条産業部の項中「産業部」を「産業観光部」に改め、同項第 3 号中「企業立地」を「企業誘致」に改め、同項第 4 号中「朝熊山麓開発事業用地の活用」を「産業支援」に改め、同項第 8 号中「産業支援センター」を「観光」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (9) 伝統文化の活用に関すること。
- (10) 交通施策に関すること。

第 3 条観光交通部の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(伊勢市環境基本条例の一部改正)
- 2 伊勢市環境基本条例（平成 17 年伊勢市条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 4 項中「環境部環境課」を「環境生活部環境課」に改める。

(伊勢市住居表示審議会条例の一部改正)

- 3 伊勢市住居表示審議会条例(平成 17 年伊勢市条例第 115 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「生活部戸籍住民課」を「環境生活部戸籍住民課」に改める。

伊勢市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例をここに公布する。

平成 20 年 12 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 31 号

伊勢市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市が施行する移動通信用鉄塔施設整備事業（以下「事業」という。）に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条の規定に基づき、分担金を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第 2 条 市長は、事業により整備される移動通信用鉄塔施設を使用することで利益を受ける電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者をいう。）から分担金を徴収する。

(分担金の額)

第 3 条 分担金の額は、事業に要する費用に 6 分の 1 を乗じて得た額を超えない範囲で市長が定める。

(分担金の徴収方法)

第 4 条 分担金は、納入通知書により市長が指定する期限内に納付するものとする。

(分担金の徴収猶予及び減免)

第 5 条 市長は、天災その他特別の事情により特に必要があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、若しくは減額し、又は免除することができる。

(補則)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 月 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 32 号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成 17 年伊勢市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書きを加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。

第 7 条第 2 項中「第 8 条第 2 項」を「次条第 2 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊勢市国民健康保険条例第 7 条の規定は、出産の日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である被保険者及び被保険者であった者について適用し、出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者の出産に係る給付については、なお従前の例による。

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

平成 20 年 12 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 41 号

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（出産育児一時金の加算）

第 8 条の 2 条例第 7 条第 1 項ただし書に規定する市長が必要があると認めるときは、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条ただし書に規定する出産であるときとし、出産育児一時金に加算する額は 3 万円とする。

附 則

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則をここに公布する。

平成 20 年 12 月 25 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会
委 員 長 岡 本 國 孝

伊勢市教育委員会規則第9号

伊勢市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき、伊勢市立の幼稚園、小学校及び中学校(以下「学校」という。)における学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(設置の目的)

第2条 協議会は、学校運営に関して伊勢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長又は園長(以下「校長等」という。)の権限と責任のもと、幼児、児童又は生徒の保護者、地域住民等が学校運営に参画することにより、ともに教育方針の実現に取り組み、幼児、児童又は生徒を中心とした学校教育の充実を図り、地域の意見を反映した信頼される学校づくりをすすめるものとする。

(指定等)

第3条 教育委員会は、前条の設置の目的が達成できると認められる学校について協議会を設置する学校(以下「指定学校」という。)として指定することができる。

2 校長等は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請をするものとする。

3 指定の期間は2年とし、再指定することができる。

(協議会の承認事項)

第4条 指定学校の校長等は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 学校の経営計画に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

- (3) 組織の編成に関すること。
 - (4) 学校の予算の編成及び執行に関すること。
 - (5) その他教育委員会が必要と認める事項
- 2 指定学校の校長等は、前項の承認を受けた基本方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、指定学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長等に対して意見を述べることができる。

- 2 協議会は、指定学校の職員の採用その他任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ指定学校の校長等の意見を聴取するものとする。

(委員の任命)

第6条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とし、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。

- 2 委員の一部については、公募することができる。
- 3 指定学校の校長等は、委員を推薦することができる。
- 4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。
- 5 委員は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職の地方公務員の身分を有する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又は

その指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(委員の服務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に掲げるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(3) その他協議会及び指定学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。

(報酬)

第9条 委員の報酬は、教育委員会が別に定める。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理するものとする。

(議事)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が指定学校の校長等と協議のうえ招集し、会長が議長となる。

2 会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数で決する。ただし、議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

4 会長は、会議の会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第12条 会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

(1) 指定学校の職員の採用その他任用に関する事項について審議する場合

(2) その他特別の事情により協議会が必要と認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第13条 教育委員会は、協議会の運営に関する的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

(指定の取消し)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、指定学校の指定を取り消すことができる。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意及び形成が行えないと認められる場合

(3) その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、指定を取り消すに当たっては、事前に当該指定学校の校長等と連携して協議会に対し必要な指導及び助言を行い、運営改善に努めなければならない。

3 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を協議会に交付しなければならない。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる

る。

- (1) 第8条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができなくなったとき。
- (3) その他解任に相当する事由が発生したとき。

2 校長等は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(運営に関する評価と情報提供)

第16条 協議会は、指定学校の運営状況等について評価を行うものとする。

- 2 協議会は、幼児、児童、生徒、保護者、地域住民等の意見を把握し、その運営に反映するよう努めるものとする。
- 3 協議会は、保護者、地域住民等に対して自らの活動状況を公開する等の情報提供に努めなければならない。

(運営等)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 85 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

平成 20 年 12 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 伊勢市前山町字峰に編入する区域

伊勢市前山町字西山 1329 の 7、1440 の 3、1440 の 5、1440 の 8、1440 の 9、1440 の 11、1440 の 12、1441 の 2 から 1441 の 4 まで、字室ヶ谷 1337

2 伊勢市前山町字西山に編入する区域

伊勢市前山町字峰 1435 の 3、1441 の 5

伊勢市告示第 86 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 20 年 12 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
桧尻川 3 号線	船江 3 丁目 1461 番 1 地先から 船江 2 丁目 1609 番 80 地先から

供用開始の期日 平成 20 年 12 月 26 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市教育委員会告示第 10 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市立図書館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 20 年 12 月 25 日

伊勢市教育委員会委員長 岡 本 國 孝

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市立伊勢図書館及び伊勢市立小俣図書館	
位置	伊勢市立伊勢図書館	伊勢市八日市場町 13 番 35 号
	伊勢市立小俣図書館	伊勢市小俣町本町 2 番地
団体名	株式会社図書館流通センター	
団体所在地	東京都文京区大塚 3 丁目 4 番 7 号	
代表者	代表取締役 谷一 文子	

2 指定の期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第 11 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 20 年 12 月 25 日

伊勢市教育委員会委員長 岡 本 國 孝

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館
位置	伊勢市中之町 69 番地
団体名	伊勢古市参宮街道資料館運営委員会
団体所在地	伊勢市中之町 69 番地
代表者	委員長 大川 一彦

2 指定の期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第 12 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢河崎商人館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 20 年 12 月 25 日

伊勢市教育委員会委員長 岡 本 國 孝

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢河崎商人館
位置	伊勢市河崎 2 丁目 25 番 32 号
団体名	特定非営利活動法人伊勢河崎まちづくり衆
団体所在地	伊勢市河崎 2 丁目 5 番 9 号
代表者	理事長 高橋 徹

2 指定の期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第 13 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市生涯学習センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号) 第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 20 年 12 月 25 日

伊勢市教育委員会委員長 岡 本 國 孝

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市生涯学習センター
位置	伊勢市黒瀬町 562 番地 12
団体名	特定非営利活動法人まなびの広場
団体所在地	伊勢市二見町松下 1349 番地 164
代表者	理事長 岡島 久美子

2 指定の期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第 14 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 20 年 12 月 25 日

伊勢市教育委員会委員長 岡 本 國 孝

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場
位置	伊勢市岩渕 1 丁目 13 番 15 号
団体名	特定非営利活動法人まなびの広場
団体所在地	伊勢市二見町松下 1349 番地 164
代表者	理事長 岡島 久美子

2 指定の期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

伊勢市上下水道事業告示第 36 号

伊勢市水道事業基本計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり伊勢市水道事業計画（案）を公表します。

なお、伊勢市水道事業基本計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 20 年 12 月 18 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公表する計画案

伊勢市水道事業基本計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市上下水道部上水道課
- (2) 伊勢市役所本館 1 階上下水道窓口
- (3) 伊勢市総務部総務課
- (4) 二見総合支所地域振興課
- (5) 小俣総合支所地域振興課
- (6) 御菌総合支所地域振興課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 浜郷支所
- (10) 宮本支所

- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (17) 伊勢市立伊勢図書館
- (18) 伊勢市立小俣図書館
- (19) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (20) 伊勢市二見生涯学習センター

3 縦覧期間

自 平成21年 1 月 5 日（月）

至 平成21年 2 月 5 日（木）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、伊勢市上下水道部上水道課へ持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市上下水道部上水道課 伊勢市二見総合支所3階

郵送 〒519-0696

伊勢市二見町茶屋420番地1 伊勢市上下水道部上水道課

ファクシミリ 0596-42-1540

電子メール suidou@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成21年2月5日(木) 【ただし、郵送の場合は、当日付消印まで有効とします。】

(4) 問い合わせ先

伊勢市上下水道部上水道課 電話0596-21-1508

伊勢市上下水道事業告示第 37 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 第 5 条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 21 年度賦課対象区域を定めたので告示します。

平成 20 年 12 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

平成 21 年度賦課対象区域

河崎 1 丁目、船江 1 丁目、船江 4 丁目、本町、宮後 1 丁目、宮後 2 丁目、
宮後 3 丁目、一之木 3 丁目及び一志町の各一部

伊勢市公告第 96 号

伊勢市生活排水対策推進計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市生活排水対策推進計画（案）を公表します。

なお、伊勢市生活排水対策推進計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 20 年 12 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公表する計画案

伊勢市生活排水対策推進計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市環境部環境課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活環境課
- (4) 小俣総合支所生活環境課
- (5) 御園総合支所生活環境課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 20 年 12 月 16 日（火）

至 平成 21 年 1 月 15 日（木）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、伊勢市環境部環境課へ持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市環境部環境課 伊勢市役所東庁舎 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 環境課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール kankyo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成21年1月15日(木)【ただし、郵送の場合は、当日付消印まで有効とします。】

(4) 問い合わせ先

伊勢市環境部環境課 電話 0596-21-5542

伊勢市公告第 97 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成 20 年三重県告示第 699 号、第 700 号及び第 701 号）があったので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 20 年 12 月 18 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 都市計画事業の種類及び名称
伊勢都市計画公園事業
2・2・24 号川辺公園
2・2・25 号船江公園
2・2・50 号鶴辺公園
- 2 施行者の名称
伊勢市
- 3 事務所の所在地
伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市都市整備部基盤整備課
- 4 事業地の所在
伊勢市宮後 2 丁目 621 番
伊勢市船江 1 丁目 760 番
伊勢市河崎 1 丁目 790 番 1

伊勢市公告第 98 号

伊勢市都市マスタープラン全体構想を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢都市マスタープラン全体構想（案）を公表します。

なお、伊勢都市マスタープラン全体構想（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 20 年 12 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公表する計画案

伊勢都市マスタープラン全体構想（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市都市整備部都市計画課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所
- (10) 豊浜支所

- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 20 年 12 月 22 日（月）

至 平成 21 年 1 月 22 日（木）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、伊勢市都市整備部都市計画課へ持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部都市計画課 伊勢市役所本館 4階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 都市計画課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール toshikei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成21年1月22日(木)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 99 号

伊勢市景観計画（案）を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市景観計画（案）を公表します。

なお、伊勢市景観計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 20 年 12 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公表する計画案

伊勢市景観計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市都市整備部都市計画課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御菌総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所
- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所

- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 20 年 12 月 22 日（月）

至 平成 21 年 1 月 22 日（木）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、伊勢市都市整備部都市計画課へ持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部都市計画課 伊勢市役所本館 4 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 都市計画課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール toshikei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成21年1月22日(木)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 100 号

伊勢市景観条例を制定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市景観条例案（骨子）を公表します。

なお、伊勢市景観条例案（骨子）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 20 年 12 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公表する計画案

伊勢市景観条例案（骨子）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市都市整備部都市計画課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御菌総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所
- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所

- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 20 年 12 月 22 日（月）

至 平成 21 年 1 月 22 日（木）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、伊勢市都市整備部都市計画課へ持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部都市計画課 伊勢市役所本館 4 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 都市計画課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール toshikei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成21年1月22日(木)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 101 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 20 年 12 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
2 人	2 人	12,189 m ²	1 年
3 人	3 人	6,973 m ²	3 年
14 人	8 人	42,440 m ²	5 年
3 人	2 人	6,017 m ²	6 年
1 人	1 人	9,625 m ²	10 年